

処 分 基 準

令和 6 年 6 月 14 日 作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第14条第 2 項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 8 条（欠格事由）
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 8 条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111 内線 3035）
備 考：

追
5
4
号